



NEXT FUNDS専用サイト
<https://nextfunds.jp/>

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日
2023年12月1日

証券コード：2635

NEXT FUNDS S&P 500 ESG指数連動型上場投信

愛称：NF・米国株S&P500 ESG ETF

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	E T F	インデックス型	株式 一般	年2回	北米	なし	その他 (S&P 500 ESG指數)

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年10月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：53兆6268億円（2023年9月29日現在）

この目論見書により行なうNEXT FUNDS S&P 500 ESG指数連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月30日に関東財務局長に提出しており、2023年12月1日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

ファンドは、「ESG※を構成銘柄選定の主要な要素とする指数（以下「ESG指数」といいます。）」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。その詳細については「ファンドの目的・特色」に記載しています。
※ ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

■ ファンドの目的

日本円換算したS&P 500 ESG指数※（対象株価指数）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

※S&P 500 ESG指数とは、構成銘柄の選定基準にESG要因を組み込むとともに、S&P 500と同等のパフォーマンス提供と同様のセクター・ウェイトの維持を目標とした株価指数です。銘柄選定にあたり、S&P DJI ESGスコア（数値化された企業のサステナビリティへの取り組み状況と包括的なESGパフォーマンス評価のデータに基づいて算出）を基に構成銘柄を決定しています。

■ 対象株価指数の選定理由 ■

S&P 500 ESG指数では、指数構築プロセスにおけるESGスコアやネガティブスクリーニングを含むESG評価の活用によって、ESG評価の高い企業群への投資機会の提供が期待されるため、同指数を当ファンドの対象株価指数に選定しています。

* 同指数の詳細については、「指数構築プロセス」をご参照ください。

■ 指数構築プロセス ■

S&P 500

燃料炭、タバコ、および非人道的兵器に関与している企業、国連グローバル・コンパクト（UNGC）スコアが低い企業、および世界産業分類基準（GICS®）の各産業グループの中でS&P DJI ESGスコアが下位25%に入っている企業を除外します。

S&P DJI ESGスコアに基づいて企業をランク付けします。ランクの高い企業を選択し、S&P 500内におけるGICSの各産業グループの時価総額の75%をカバーするまで企業を追加します。これにより、S&P 500と概ね同等のセクター・エクスポージャーを達成することを目指します。

浮動株調整後時価総額に基づいて企業のウェイトを設定します。

S&P 500 ESG 指数

(出所) S&Pの資料を基に野村アセットマネジメント作成

* 上記は2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの特色

主要投資対象

対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証書）※を含みます。）を主要投資対象とします。

なお、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用する場合や上場投資信託証券に投資する場合があります。

※Depository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

投資方針

①ファンドは、対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

■ ファンドの組入銘柄 ■

原則として、ファンドは対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄のみに投資を行ないませんが、対象株価指数を構成するすべての銘柄は対象株価指数の算出方法に基づき、ESG特性を重視して選定されます。

* ESG指標に連動する投資成果を目指して運用を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

■ スチュワードシップ方針 ■

野村アセットマネジメントは、議決権行使や建設的な対話（エンゲージメント）といったスチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の経営陣がESG課題に係るリスクを管理し、ビジネス機会を追求することに加え、国際的なイニシアチブに基づいた情報開示を行なうよう働きかけます。

②日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引等の買建ておよび上場投資信託証券の組入れを行なうことができます。また、日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に※連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

*ファンドの資金動向、市況動向等によっては、信託財産の純資産総額に占める株価指数先物取引の買建ての時価額の割合が大きくなる場合があります。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ S&P 500 ESG指標の著作権等について ■

S&P 500 ESG指標はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500 ESG指標のいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配の方針

毎年3月および9月の10日に分配を行ないます。

分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じても、分配は行ないません。



* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。
ESG投資に関するリスク	ファンドは、ESG指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ②ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ③追加設定・一部解約等による資金の流入入のタイミングと、当該資金の流入入に伴い実際に同指数の採用銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
- ④ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
- ⑤ファンドの外貨建資産の評価に用いる為替レートと、同指数の計算に用いる為替レートに差異があること
- ⑥同指数と異なる指数を参照する先物取引を利用する場合があることや、先物価格の値動きが当該先物の参考指数の値動きと一致しないこと
- ⑦信託報酬等のコスト負担があること

* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。
- ファンドは、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご留意ください。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※ 流動性リスク管理について

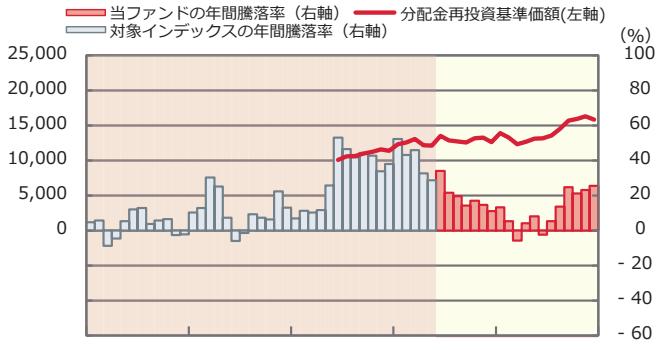
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施とともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



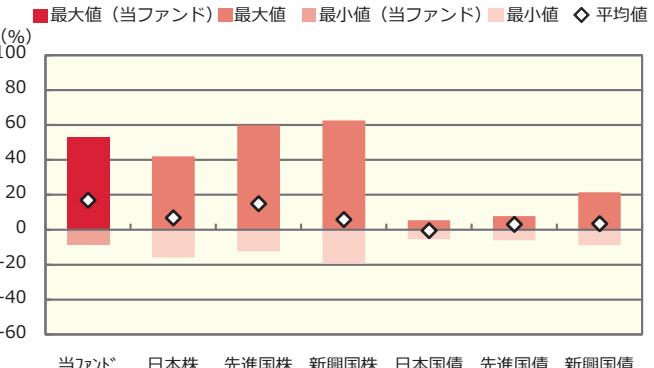
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本（100口あたり）を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2022年2月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコマンドメーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や段階を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2023年9月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)



■ 分配の推移

(100口あたり、課税前)

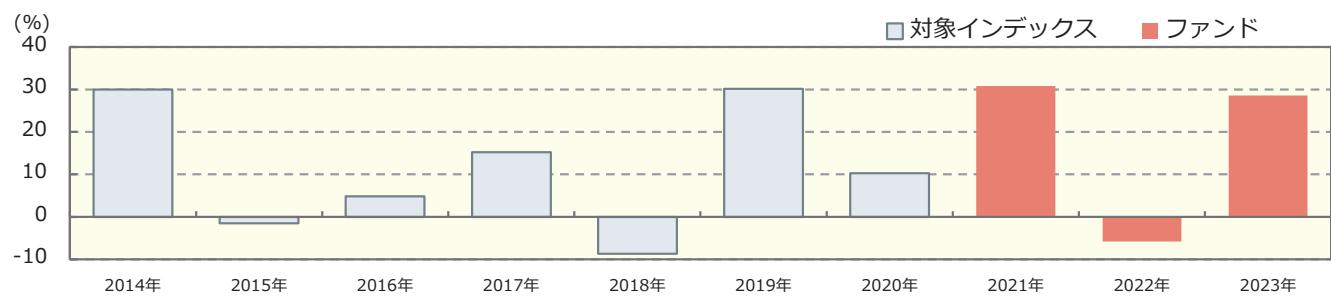
2023年9月	1,930 円
2023年3月	2,870 円
2022年9月	1,590 円
2022年3月	750 円
2021年9月	540 円
設定来累計	7,680 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	8.9
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	8.2
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	4.0
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	3.8
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	2.8
6	TESLA INC	自動車	2.4
7	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	2.4
8	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.7
9	ELI LILLY & CO.	医薬品	1.5
10	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.5

■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2014年から2020年は対象インデックスの年間收益率。

・2021年は設定日（2021年3月29日）から年末までの收益率。

・2023年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	2万口以上
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額に100.05%以内（2023年11月30日現在100.05%）の率を乗じた価額 (ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。)
購入代金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当初元本	1口あたり2000円
換金単位	2万口以上
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時30分までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2023年12月1日から2024年11月27日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
申込不可日	<p>次の期日または期間における、購入、換金の各お申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。</p> <p>＜購入＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 購入申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日・ 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日※でない日」が2日以上ある場合において、購入申込日当日が当該期間の前々営業日または前営業日となる場合の当該申込日・ 購入申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内）・ 上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>＜換金＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 換金申込日当日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日・ 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日※でない日」が2日以上ある場合において、換金申込日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該申込日・ 換金申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内）・ 上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>※次の条件に該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ニューヨーク証券取引所の休場日



手続・手数料等

購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することができます。また、購入申込日において、当日申込み分の購入申込口数と換金申込口数の差が、申込みを受ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、購入申込みの受付を停止することおよびすでに受けた購入申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2021年3月29日設定）
上場市場	東京証券取引所
繰上償還	当初設定日より3年経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回る事となった場合、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、償還となります。上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に償還のための手続きを開始します。また、やむを得ない事情が発生したときは償還となる場合があります。
決算日	毎年3月および9月の10日
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。
その他の費用	購入価額は、基準価額に100.05%以内（2023年11月30日現在100.05%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%以内（2023年11月30日現在0.05%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.05%以内（2023年11月30日現在0.05%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。 ①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。		
	信託報酬率	年0.143%（税抜年0.13%）以内 (2023年11月30日現在 <u>年0.143%（税抜年0.13%）</u>)	
	支払先の配分（税抜） および役務の内容	委託会社 ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.11%
	受託会社 ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等		年0.02%

* 上記配分は、2023年11月30日現在の信託報酬率における配分です。

②有価証券の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。
その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。

* 上場投資信託証券に投資する場合は、信託報酬に加え、投資する上場投資信託証券に関連する費用がかかりますが、投資する上場投資信託証券とその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。



手続・手数料等

その他の費用・手数料	<p>◆対象株価指数に係る商標使用料（2023年11月30日現在） ファンドの純資産総額に対し、年0.04%を乗じて得た額とします。 ただし、当初設定日より3年を経過した日以降は、年間の商標使用料は最低150万円とします。</p> <p>◆ファンドの上場に係る費用（2023年11月30日現在） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。</p> <p>上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となります。</p> <p>また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none">・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料・外貨建資産の保管等に要する費用・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用・ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>
------------	--

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時、換金（解約）時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

* 上記は2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年9月末現在）

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。